

条 例

議会の議決を経た「千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和3年9月27日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第19号

千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 千曲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年千曲市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正)

第2条 千曲市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成15年千曲市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

(千曲市手数料条例の一部改正)

第3条 千曲市手数料条例（平成15年千曲市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表中

12-2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき 300円
13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき 800円

を除く。)

」を

「

13	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件につき 300円
----	---	-------------------	------------

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。